

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
○長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものの一部改正	会 計 課
○長崎県財務規則第98条第1項第2号に規定する知事が別に定める額の一部改正	〃
◎ 公 告	
・測量の実施	建 設 企 画 課
・一般競争入札の実施	教 育 環 境 整 備 課

## 告 示

### 長崎県告示第1号

長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するもの（昭和40年長崎県告示第407号）の一部を次のように改正し、令和6年1月15日から適用する。

令和6年1月5日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。		長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。	
収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの	収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの
1及び2～34 略		1及び2～34 略	
35 長崎県工業技術センター条例（平成元年長崎県条例第47号）別表第1に規定する使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者により納付されるものを除く。）	別表第30の領収証		

### 長崎県告示第2号

長崎県財務規則第98条第1項第2号に規定する知事が別に定める額（平成14年長崎県告示第657号）の一部を

次のように改正し、令和6年1月5日から適用する。

令和6年1月5日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第98条第1項第2号に規定する知事が別に定める額を次のように定める。			長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第98条第1項第2号に規定する知事が別に定める額を次のように定める。		
番号	工事又は製造を除く請負の内容	額	番号	工事又は製造を除く請負の内容	額
1	略		1	略	
2	清掃業務（3(2)に掲げる清掃業務を除く。）、 <u>人的警備業務（庁舎受付及び駐車場誘導を含む。）、調理業務及び医事（診療報酬計算、各種統計表作成、窓口受付等）業務に関する請負契約</u>	略	2	清掃業務（3(2)に掲げる清掃業務を除く。）、人的警備業務、調理業務及び医事（診療報酬計算、各種統計表作成、窓口受付等）業務に関する請負契約	略
3	略		3	略	

## 公 告

### 測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年1月5日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県 諫早市高来町、雲仙市吾妻町	令和6年1月5日から 令和6年3月27日まで

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年1月5日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 購入件名及び数量

- ① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）  
予定契約電力 2,442kW、予定使用電力量 4,443,895kWh
- ② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）  
予定契約電力 2,995kW、予定使用電力量 4,406,660kWh
- ③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）  
予定契約電力 2,700kW、予定使用電力量 4,292,526kWh
- ④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）  
予定契約電力 1,815kW、予定使用電力量 2,897,590kWh

##### (2) 特質等

入札説明書による。

## (3) 供給期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## (4) 供給場所

長崎県教育委員会が所管する施設（入札説明書による。）

## (5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、仕様書別表3・4に示す予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した単価により、入札内訳書（様式任意）に記載している予定契約電力及び予定使用電力量に応じて算出した金額とする。なお、入札書の提出にあたっては、算出の内訳となる入札内訳書（様式任意）を別途添付すること。（入札書記載額の詳細については、入札説明書別紙参照。）

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) この公告に定める開札日時時点で、電力調達の契約に係る競争入札参加者の資格等（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。

(4) この公告に定める開札日時時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和5年12月7日改定）に基づく資格を得ていること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) この公告の日から10の開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(7) この公告の日から10の開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部管財課（施設班）

（電話）095-824-1111（内線3000）

（提出期限）令和6年2月5日 午後5時まで

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）で行うこと。

(2) 前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県県民生活環境部地域環境課

（電話）095-895-2512（直通）

（提出期限）令和6年2月5日 午後5時まで

(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により提出期限内必着のこと。)で行うこと。

#### 4 入札参加条件

- (1) 当該施設の電力需要に対して供給可能であること。
- (2) この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加申請書を令和6年2月5日 午後5時までに5の部局等に提出すること(書留郵便により、受領期限内必着のこと)。

#### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
(名称) 長崎県教育庁教育環境整備課(県立学校管理班)  
(電話) 095-894-3323(直通)

#### 6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

#### 7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和6年2月5日までの間(県の休日を除く。)  
(場所) 5の部局等とする。なお、長崎県ホームページからも入手することができる。

#### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 入札書の提出場所及び受領期限等

- (1) 提出場所 5の部局等とする。
- (2) 受領期限 令和6年2月15日 午後5時まで
- (3) 提出方法 直接又は郵便(書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。

#### 10 開札の日時及び場所

(開札日時) 令和6年2月16日 午後1時30分開始

購入件名	開始時間
① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(長崎地区)	13:30
② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県北地区)	13:50
③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県央地区)	14:10
④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力(県南・五島地区)	14:30

(開札場所) 長崎市尾上町3-1 長崎県庁(行政棟)7階 701会議室  
代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に委任状を提出すること。

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を令和6年2月15日までに納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

##### (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

## 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

開札に代理人が立ち会う場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に立ち会うことができない。

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印している印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字、入札内訳書（様式任意）の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、総額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等  
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - ① Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities (Nagasaki area).  
Contract: 2,422 kW, Estimated volume of electricity: 4,443,895kWh.
  - ② Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kenhoku area).  
Contract: 2,995 kW, Estimated volume of electricity: 4,406,660kWh.
  - ③ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kenou area).  
Contract: 2,700 kW, Estimated volume of electricity: 4,292,526kWh.

- ④ Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kennan and Goto area).  
Contract: 1,815 kW, Estimated volume of electricity: 2,897,590kWh.
- (2) Period of supply:  
From 1 April 2024 through 31 March 2025
- (3) Place of supply:
- ① Nagasaki Prefectural high school in Nagasaki area
  - ② Nagasaki Prefectural high school in Kenhoku area
  - ③ Nagasaki Prefectural high school in Kenou area and Nagasaki Prefectural Education Center
  - ④ Nagasaki Prefectural high school in Kennan and Goto area
- (4) Time-limit for tenders:  
5:00 p.m. 15 February 2024
- (5) Date and time for the opening of tenders:
- ① Nagasaki area: 1:30 p.m. 16 February 2024
  - ② Kenhoku area: 1:50 p.m. 16 February 2024
  - ③ Kenou area: 2:10 p.m. 16 February 2024
  - ④ Kennan and Goto area: 2:30 p.m. 16 February 2024
- (6) Contact point for the notice:  
Educational Environment Improvement Division, Education Bureau, Nagasaki Prefectural Government  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, JAPAN  
Tel.095-894-3323

発  
行  
者  
長  
崎  
市  
尾  
上  
町  
三  
番  
一  
号

電  
話  
代  
表  
直  
通  
表  
(八二四)  
二二  
一一  
四一

印  
刷  
所

長  
崎  
市  
権  
島  
町  
八  
番  
十  
二  
号

株  
式  
会  
社  
寺  
田  
宏  
弥  
ト